

鳥取県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
医療指導課の所管に属する許認可事務及び試験に係る手数料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部医療指導課
主幹 西田 秋美
- 3 委任期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで